

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る
設計施工監理業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月
呉 市

1 目的

本業務は、呉市（以下「本市」という。）が発注する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）において、本事業の要求水準書に示した内容が設計・施工時に確実に実施され、所定の性能及び安全性を有し、かつ、施設の運営・維持管理が容易に行える施設となるよう、本事業の建設事業者の設計及び施工を監理し、並びに本事業の運営モニタリング協議に関する技術的なシステム構築を行うことを目的とする。

本業務の事業者選定に当たっては、廃棄物処理事業の特殊性から実績、経験、技術力等の高度な設計施工監理等の能力を有する事業者を契約候補者として選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 公募概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務 |
| (2) 業務場所 | 呉市広多賀谷3丁目8番6号 |
| (3) 業務内容 | 別添の「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに |
| (4) 業務履行期間 | 契約締結の日から令和12年3月31日まで
(本事業に係る建設工事の工期が変更された場合は、変更後の工期に合わせて業務履行期間を変更する予定である。) |
| (5) 業者選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (6) 提案限度額 | 282,700千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。
(年度割：令和7年度0円、なお、令和8年度以降については、本事業に係る建設工事の出来高割合に応じて支払うこととする。) |

3 担当部署

呉市 環境部 環境政策課

所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1-6（呉市役所7階）

電話番号：0823-25-3383 ファクシミリ番号：0823-32-1621

メールアドレス：kansei@city.kure.lg.jp

4 参加資格等

(1) 資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

イ 公告日から優先交渉権者決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者で、建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 市税の滞納がないこと。

オ 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制下にある者でないこと。法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体として規制を受けていないこと。

カ 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに関して他の技術提案書等を提出する者又は本事業の落札者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

(オ) (ア) から(エ) までに規定する関係に類するものであって、適正かつ確実な事業を阻害すると認められる関係

キ 参加申込書の提出期限である令和7年7月24日（木）時点で、本市の建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントのうち廃棄物部門で登録を受けている者であること。

ク 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合（以下「組合」という。）を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を元請として受注した実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）としての実績に限る。

ケ 総括責任者（管理技術者）は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有し、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を管理技術者として行った実績を有すること。また、当該技術者は本業務の完了まで継続して業務を行うことが可能であること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

コ 副総括責任者（土木建築関係）及び建築技術者は、建築士法で定める一級建築士の資格を有し、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

サ 副総括責任者（プラント関係）及びプラント機械設備技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有し、

平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

シ プラント電気計装設備技術者は、技術士法で定める技術士（電気電子部門－選択科目「電気設備」に限る。）、電気事業法で定める第三種（又は同等以上）電気主任技術者、建設業法で定める一級電気工事施工管理技士のうちいずれかの資格を有し、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

ス 土木技術者は、建設業法で定める1級土木施工管理技士の資格を有し、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

セ 常駐技術者は、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、一般廃棄物処理施設の建設工事に係る常駐での設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

ソ 建築機械設備技術者及び建築電気計装設備技術者は、建築士法で定める建築設備士、建設業法で定める一級管工事施工管理技士、建設業法で定める一級電気工事施工管理技士、電気事業法で定める第三種（又は同等以上）電気主任技術者のうちいずれかの資格を有し、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

タ 運営モニタリング担当技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有し、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（DBO方式に限る。）に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

チ 交付金担当技術者は、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務実績（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を有すること。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

ツ 各技術者は、1年以上の直接的な雇用関係を有している者であり、総括責任者、副総括責任者及び担当技術者は必ず自社から専任すること。ただし、常駐技術者はこの限りではない。

テ 副総括責任者（土木建築関係）は建築技術者と、副総括責任者（プラント関係）はプラント機械設備技術者と、建築機械設備技術者は建築電気計装設備技術者と兼務することを可とするが、これ以外の技術者の兼務は認めない。

(2) 資格喪失要件

参加申込者が、次に掲げるアからカまでのいずれかの要件に該当する場合は、本プロポーザルに係る全ての資格は喪失する。共同事業者により申し込む場合は、構成員の1者でもいずれかの要件に該当する場合も同様とする。

ア 上記「(1) 資格要件」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 他の技術提案書等を提出する者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障を来す行為があった場合

エ 公正な審査を阻害する行為があった場合

オ ヒアリングに出席しなかった場合

カ その他本市との信頼関係を損なう行為があった場合

5 スケジュール

(1) 公告及び実施要領配布の開始	令和7年7月3日(木)
(2) プロポーザルに対する質問の受付期間	令和7年7月3日(木) から 令和7年7月10日(木)
(3) プロポーザルに対する質問の回答期限	令和7年7月17日(木)
(4) 参加申込書の受付期間	令和7年7月3日(木) 令和7年7月24日(木) 午後5時
(5) 資格要件の確認結果の通知	令和7年7月31日(木) 予定
(6) 技術提案書の提出期間	令和7年8月4日(月) から 令和7年8月8日(金) 午後5時
(7) 2次審査(ヒアリング)	令和7年8月中旬
(8) 審査結果の通知・公表(優先交渉権者の決定)	令和7年8月中旬

※本事業の要求水準書は、公告と併せて本市ホームページにて公表する。

6 本実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問内容を「プロポーザル質問書」(様式1-1)に簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ送付すること。なお、送付した旨を担当部署に電話で連絡すること。

(2) 質問の受付期間

令和7年7月3日(木) から令和7年7月10日(木) まで

(3) 質問及びその回答内容は、令和7年7月17日(木) までに本市ホームページ上に掲載する。

7 参加申込書の提出等

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は、本市ホームページにて公表、配布する。窓口、郵送による配布はしない。

(1) 提出書類

様式 1－2 から様式 1－12 又は様式 1－13 までを作成して担当部署へ提出すること。なお、各様式には参加申込者の記名押印をすること。市税の滞納がない旨の証明書は、証明年月日が参加申込書提出日から 3 か月前の日以降のものとする。

	提出書類	必要部数
①	様式 1－2 参加申込書	1 部
②	市税の滞納がない旨の証明書	1 部
③	様式 1－3 資本的関係・人的関係調書	1 部
④	様式 1－4 会社概要調書	1 部
⑤	様式 1－5 業務実績調書	1 部
⑥	様式 1－6 技術士一覧表	1 部
⑦	様式 1－7 業務実施体制	1 部
⑧	様式 1－8 総括責任者実績調書	1 部
⑨	様式 1－9 副総括責任者（土木建築関係）実績調書	1 部
⑩	様式 1－10 副総括責任者（プラント関係）実績調書	1 部
⑪	様式 1－11 配置予定技術者（プラント電気計装設備技術者）実績調書	1 部
⑫	様式 1－12 配置予定技術者実績調書	1 部
⑬	様式 1－13 再委託調書 ※再委託する場合	1 部

(2) 参加申込書の受付等

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 3 日（木）から令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時まで

イ 提出方法

担当部署に持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は参加申込者とする。持参する場合は上記アの受付期間の休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

8 参加申込者の資格確認

(1) 参加申込者の資格確認

参加申込者から提出された参加申込書の確認を行い、4（1）の資格要件を全て満たす者を技術提案者とする。

(2) 資格要件の確認結果の通知

令和 7 年 7 月 31 日（木）（予定）に資格要件の確認結果を参加申込者全員に通知する。なお、2 次審査（ヒアリング）の日時・場所については、当該通知に記載する。

9 技術提案書の提出等

(1) 提出書類

上記 8 により技術提案者として通知を受けた者は、技術提案書を作成して担当部署に提出すること。

(2) 提出書類の内容

ア 様式 2-1 (技術提案書)

イ 任意様式 (業務の実施方針・体制)

現在の本市の状況を理解した上で、本業務の受注者としてどのような実施方針、実施体制で本業務に臨むのか、特に重視する業務履行上の配慮事項 (提案テーマに関する事項を除く。) について簡潔に記入すること。

ウ 任意様式 (提案テーマ 1: 設計監理を行う上での重要点及びそれに対する取組)

本業務を実施するに当たり、設計監理を行う上での重要点及びそれに対する取組について、他都市事例等の業務実績に基づく具体的かつ有効な提案を簡潔に記入すること。

エ 任意様式 (提案テーマ 2: 施工監理を行う上での重要点及びそれに対する取組)

本業務を実施するに当たり、施工監理を行う上での重要点及びそれに対する取組について、他都市事例等の業務実績に基づく具体的かつ有効な提案を簡潔に記入すること。

オ 任意様式 (提案テーマ 3: トラブル発生時、繁忙期、緊急時の対応策)

業務履行中に発生するトラブルへの対処法、繁忙期の対応策 (社内のバックアップ体制など)、緊急を要するときの連絡体制 (本市から管理技術者、担当技術者へ連絡が繋がり易くなるなど) について、他都市事例等の業務実績に基づく具体的かつ有効な提案を簡潔に記入すること。

カ 様式 2-2 (参考見積書)

(3) 提出書類の作成方法等

文章の文字サイズは 10.5 ポイント以上、図表の注釈は 6 ポイント以上とし、判読できるものとする。

提案は文章を原則とし、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現の見栄えや精度は評価に影響しない。文章の補足と認められない視覚的表現 (イメージ図等に説明文がない場合等) 又はその部分については評価対象とならない。

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) によること。

技術提案書は様式 2-1、様式 2-2 を除き、A4・10 枚 (片面) 以内にまとめること。

技術提案書には、技術提案者の名称、ロゴマークなど技術提案者が判別できるものを記載しないこと。

(4) 技術提案書の提出期間

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 4 日 (月) から令和 7 年 8 月 8 日 (金) 午後 5 時まで

イ 提出部数等

9 (2) (ア)、(カ) に記載の様式 2-1、様式 2-2 は各 1 部、9 (2) (イ) から (オ) に記載の提案書は 10 部を担当部署に持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は技術提案者とする。持参する場合は上記 (ア) の受付期間の休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

10 優先交渉権者の決定等

(1) 優先交渉権者の決定

ア 提出された技術提案書及びヒアリングの内容等について、本市が設置する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務優先交渉権者選定委員会」（以下「委員会」という。）で総合的に評価し、評価点が最も高かった技術提案者を優先交渉権者、次点の技術提案者を次点交渉権者として特定する。ただし、総得点が60点未満である者は特定しない。

イ 技術提案者が1者でも評価を行うものとし、技術提案者数に関係なく、「優先交渉権者なし」とする場合がある。

(2) 特定基準

別紙「技術提案特定基準」による。

(3) 評価結果

ア 評価結果については、令和7年8月中旬（予定）に技術提案者全員に書面で通知する。ただし、評価結果に関する問合せには一切応じない。

イ 優先交渉権者については、事業者名及び評価点を本市ホームページにて公表する。

11 契約等

(1) 本業務の契約は、優先交渉権者と見積合わせの上、随意契約を行うものとする。ただし、見積金額は、技術提案書提出時の参考見積書に記載した金額を上限とする。

(2) 優先交渉権者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点交渉権者を契約交渉の相手方とする。

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者は、本市と本事業の建設事業者による工事請負契約が締結されない場合、本業務の契約を締結しない場合があることをあらかじめ承諾するものとし、この場合において、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

12 その他の留意事項

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び4（1）を満たさない者は技術提案書を提出できないこととする。

(3) 提出された参加申込書、技術提案書は返却しない。

(4) 提出された技術提案書の著作権は、その技術提案者に帰属することとする。

(5) 提出された参加申込書は、技術提案者の審査以外に参加申込者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製することがある。

(6) 提出された書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開の対象となる。そのため、技術提案者は、技術提案書に同条例第9条第3号に規定する情報が記載されている場合は、様式3に非開示を希望する箇所を記載して、技術提案書の提出時に併せて提出すること。

(7) 参加申込書及び技術提案書の提出は、1参加申込者につき1申請とする。

(8) 提出期限以降における参加申込書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

- (9) 参加申込書及び技術提案書が書類不備で確認できない場合、参加申込書又は技術提案書を無効とすることがある。
- (10) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、公告日から優先交渉権者を選定するまでの期間において、技術提案者の特定に関して、委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (11) 本プロポーザルは、候補者を選定するものであるため、委託業務の具体的な内容については、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書を基本として発注者との協議に基づいて決定する。
- (12) 今後の社会経済状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をすることがある。この場合、参加申込者、技術提案者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (13) 技術提案書の作成等、プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加申込者、技術提案者の負担とする。